

『本堅田村諸色留帳』（六）——宝永五年

東谷 智・鎌谷かおる・栗生 春実・郡山 志保
高橋 大樹・水本 邦彦・山本 晃子

一 宝永五年「留帳」の概要

本史料紹介は、宝永五年（一七〇八）の堅田藩大庄屋日記（『本堅田村諸色留帳』、以下『留帳』と略記）を翻刻したものである。^①

宝永五年の記事は、正月の松飾りに必要な松などが藩領に賦課された記事から始まる。前年の宝永四年一月二日に藩からの通達があったが、新年の祝儀に関わることだったからか、宝永五年の冒頭に記載されている。なお、同記事が宝永四年一月二日にも掲載されている。

こうした、毎年繰り返される事柄以外について見ていきたい。一月十九日には、朽木周綱が堅田を通行するにあたり、先触が出ている。朽木周綱は朽木陣屋を居所とする旗本で、父定朝没後の宝永五年四月一二日に家督を継いでいる。^②日記には、朽木周綱が朽木へ戻る際に本堅田村を通行するため、道筋の掃除をして通行の準備を整えたことが書かれている。また一月二六日には、周綱が江戸へ戻る際、先触れが出ており、街道筋通行の準備をしている。数日間の朽木滞在であったが、代替わりを目前に国元へ戻ったのであろう。なお朽木氏は交代寄合という、参勤交代を行う旗本であった。『朽木村史』には、周綱は病気がちであったことを理由に参勤交代を免除される「定府」を命じられ、一度も朽木を訪れなかった殿様と記されている。正確には家督相続前ではあるが、朽木を訪れていることが判明する。

五月三日には、本堅田村の貞津のもとに眼病人が滞在していた。郡奉行所への届けがなかったことが問題となり、以後は他所から来たものを届け出るように通達が出されている。これ以降、他所から本堅田に滞在する者の届が多く出されており、厳格な運用が行われている。なお貞津のもとには、京都や近江国内から何度か眼病人が訪れており、貞津が近隣によく知られた眼医者であったことが考えられる。

六月一日には、堀田正高子・勝之助が五月二八日に江戸で死去したことが触れられ、六月一日から一六日まで鳴物・普請が停止された。^③

宝永五年は自然災害に見舞われた年である。七月二日には大風があり、翌三日には崩れた家の書上が郡奉行に提出されている。本堅田村では七〇軒の家が壊れ、家の所有者と被害状況（全壊か半壊か）の一覧が書かれている。

なお宝永五年は生類憐れみの令が出されている時期である。そのため、生類をめぐる様々な問題が随所に記録されており、法令に対する地域における具体的な対応が分かり、興味深い。（東谷 智）

二 本堅田村の組織と運営について

本堅田村の組織と運営について、現状で判明している点を宝永五年の「留帳」を素材にまとめておきたい。

町と年寄・組頭

前代に北ノ切(宮ノ切)、東ノ切、西ノ切から構成された本堅田村は、十八世紀初頭のこの時期には、一〇のまとまり(仮に「町」と呼ぶ)の集合体へと展開していた。陣屋の通達に対する請書に、そのうちの九町の名が挙げられている(閏一月六日、以下「閏一月六日の請書」と記す)。大道町、中村、東ノ切、宮ノ切、野々内町、外輪町、東獵師、釣獵師、西ノ切である。なお、ここには見えないが、ほかに村内の一単位として陰陽村があった。⁽⁴⁾

各町には町内運営を取り仕切る役職として年寄・組頭が選任されていた。この時点で九町の年寄惣数は二四名、組頭三名であった。各町の年寄数にはばらつきがあった。宮ノ切五人、中村四人などに対して、大道・東獵師は各一名であるなど。また組頭を持つ町は三町に限られている。

これらの年寄の中から二名が選出され、庄屋と共に本堅田村全体の村政を担った(「仮に「村年寄」と呼ぶ)。判明する宝永五年の村年寄は、五月・七月は二郎左衛門(中村か宮ノ切)・彦右衛門(宮ノ切)、六月は勘兵衛(大道)・徳左衛門(野々内)、九月は善右衛門(東ノ切)・二郎左衛門(中村か宮ノ切)である。

町内の小町

「閏一月六日の請書」に見える九町とは別の町名もしばしば登場する。小東町、大中村、東野ノ内、東宮、西宮町などである。これらは各町の一部分であると見られる(仮に「小町」と呼ぶ)。小東町は東ノ切の中の小町、大中村は中村の中の小町であり、同様に東野ノ内は野々内町の小町、東宮・西宮は宮ノ切の小町である。

このことは、たとえば五月六日の届書で東野ノ内年寄として登場する清六が、「閏一月六日の請書」では野々内町の年寄の一人として署名していることや、五月に出された願書で、東宮町年寄として署名している吉右衛門が、同じく「閏一月六日の請書」では宮ノ切年寄の一員であることから窺うことができる。つまり、十町は各々複数の小町から構成されており、また各町の年寄はじつは各小町の年寄の集合体であったと推定されるのである。ただし、その全容は宝永五年留帳からのみでは明らかにならない。後年次の留帳類からの事例収集のうえで、改めて考察したい。

庄屋

堅田村の庄屋は四人おり、二人ずつ交代で勤めていた。この年の当番庄屋は一月(二月は(辻)八郎兵衛と(木村)喜兵衛、三月は未確認、四月(九月は(藤田)安兵衛と(竹内)茂兵衛(八月は未確認)、十月(十一月は安兵衛と喜兵衛、十二月は八郎兵衛と喜兵衛であった。四人庄屋の一人安兵衛は閏正月六日に任命されている。前年まで庄屋であった市兵衛の後任と見られる。⁽⁵⁾

九月二二日の条によれば、四人庄屋のうちの一人茂兵衛が「御奉公」に召し出されたため、後任として(中村)権右衛門が陣屋御用所で任命されている。ただし、来年三月までは茂兵衛の跡役は喜兵衛が勤めるようにとの指示があった。ちなみに、茂兵衛の「御奉公」とは、「彦三郎様」の御付(養育係)としての出仕である。⁽⁶⁾

通常の村行政は当番庄屋二人が村年寄二人の補佐のもとに勤めるが、公儀触れの請書など重要問題には非番の庄屋も連署する。宝永五年では、正月二十四日の御用船調達に関する口上書に、当番二人に加えて非番の茂兵衛も署名している。また九月に発せられた公儀の酒造制限令に対しては、喜兵衛、安兵衛、八郎兵衛、権右衛門の四人全員が署名し、さらに十月、十一月の酒株譲渡についての願書には、添え書きに非番の八郎兵衛、権右衛門も署名に加わっている。(水本邦彦)

【注】

(1) 東谷智・鎌谷かおる・栗生春実・郡山志保・高橋大樹・水本邦彦・山本晃子「史料翻刻『本堅田村諸色留帳』(一)―元禄一三年―」(『甲南大学紀要』文学編一六四号、二〇一四)。その後、東谷ら七名で『留帳』の史料翻刻を行い、元禄一四年を『甲南大学紀要』文学編一六五号、二〇一五、宝永元年を『甲南大学紀要』文学編一六六号、宝永三年を『甲南大学紀要』文学編一六八号、宝永四年を『甲南大学紀要』文学編一七〇号に発表した。以下前稿と呼ぶ。

なお翻刻は以下の方針で行った

一、原則常用漢字を用いた。
二、原変体仮名はひらがなに改めたが、而、茂など書かれている字体をそのまま用いたものもある。

一、注記、傍注などを適宜加えた。

(2) 『新訂寛政重修諸家譜』第七(一九六五)、および『朽木村史』史料編(二〇一〇)による。

(3) 『寛政重修諸家譜』には、死去の年月日は書かれていない。

(4) 陰陽村については高橋大樹「近世本堅田陰陽村再考」『中近世の被差別民像 非人・河原者・散所』世界人権問題研究センター、二〇一八年を参照。

(5) 「宝永四年 本堅田村諸色留帳」五月二四日条に、庄屋八郎兵衛、喜兵衛、市兵衛、茂兵衛とある(前稿)。

(6) 斧三郎は元禄一七年(一七〇四)に本堅田村で出生した、後の二代藩主堀田正峯である。院号は豊松院。

【謝辞】

伊豆神社宮司平野修保氏、責任役員のみなさまには、本研究についてご理解いただき有り難うございます。また、大津市歴史博物館には全面的な協力をいただいています。記して謝意を申し上げます。

【翻刻】

(表紙、白紙)

(本文)

一、御鋸松 三鋸 兩在地へ申遣ス

五階長サ二間、男松女松取合

一、同 拾鋸

高サ壹丈余り成ヲ

四鋸八兩在地へ

内 申遣

六鋸八谷口へ申遣

御年徳店何やかや
一、三階ノ小松六本

衣川村へ申遣ス

御具足ノ鋸
一、三階ノ小松式本

衣川村へ申遣

長サ三尺四五寸斗、女松男松取合、
去年ノ通

一、三階ノ小松四本

高サ三尺余り成ヲ

一、根引小松廿五本

衣川村へ申遣

高サ六七寸五尺迄、男松女松取ませて

一、松杭 式拾本

長サ壹間余り、末口二寸三ふ斗

一、葉付竹 五拾七本

内三寸四寸 五十本

一、ほなな 式俵

一、ゆつり葉 式俵

一、やふかうし 壹把

右之通当月廿七日迄ニ御越可有之候、以上

堅田兩庄やち

亥

十二月廿一日

右村々庄屋中へ□

一、子ノ正月十日ニ、御用所へ八郎兵衛・喜兵衛・釣ノ

三郎右衛門・舟指伝兵衛・釣獵師舟持六兵衛召寄ら

れ被仰付候ハ、旧冬佐治内蔵助殿上津之節、取舟壹

艘被仰付候処、舟殊外遅々致、日暮迄御待候へ共舟

出シ不申候二付、外ノ舟ヲ御やとひ内蔵介殿ハ早々

上津被申候、何とて御急用ノ舟ヲ遅々為致候哉、殊

ニ左様誤共仕出し、奉行衆へも断も無之居申候段不

届ケ之至ニ有之候、先々伝兵衛・六兵衛儀家業ヲ止

追込置申候様ニと被仰付候事、則今日方兩人共二追

込置申候事、三郎右衛門ニハ当八日之晩大津方太右

衛門殿御下り之節、舟頭忠四郎と申者召つれ出申候

様ニと被仰候へ共、忠四郎儀又々旅人のセ田舎へ参

候二付、早々よひ二遣申候様ニと被仰付候事

一、兩庄や西ノ切弥十郎・吉郎兵衛・三郎右衛門ニ被仰

渡候ハ、近キ頃段々見なれさる犬共大分ニふへ申候

而、何方へ成共返し可申候、無左候ハ、銘々ニたへ

物成共こしらへ妨ニ相成不申様ニ可仕候、若往來の

者妨有之時ハ、天下一度に犬悪敷被仕様ニとの御儀

故、殊ニ方江戸沙汰ニ可相成事もしれ不申候、向後

犬ヲ飼申儀無用此中段々ニふへ申候間、先々へ相返

シ可申候、国々急度町々年寄共へ申渡可申候、無油

断相とらへ元之里々へ返し可下由、急度被仰付候事、
則八郎兵衛方ニて町々年寄呼よせ申渡シ候事

正月十日

口上書ヲ以御願申上候

一、外輪町ノ内ニ御座候借家式軒、私屋敷之内へ引取借

や二仕度候故御願申上候、以上

外川丁

宝永五年子正月十六日 随休印

本堅田村

御庄や中

右之通相違無御座候、奉願候通被為仰付被下候様ニ奉

願上候、以上

本堅田村庄や

八郎兵衛

キ兵衛

子正月十七日

高田仁右衛門殿

亀田伝右衛門殿

覚

一、朽木主水様御国へ御通り二付道筋掃除之町々

一、衣川渡り瀬方大師石札迄 大道町

一、大師札方河原田迄二丁 中村丁

一、野々内口方北へ壹町 東ノ切丁

一、葉田方新川迄 宮ノ切丁

一、新川方うき田迄三町 のゝ内丁

一、ふたませ笠原校迄三町 外輪丁

子正月廿日朝八つ立にて大津へ

御発駕、北へ御通り、庄や・年寄出

向申候事、仁右衛門様を被仰付候、

朝六つ二たゝらきノ頭にて御目見

へ相済、首尾能帰申候事

又々伝右衛門様を御呼ニ参、右之様子

具ニ御尋申上候事

一、田中文内儀、郡方ニ被仰付候間村々左様ニ可被相心

得候、其為如此ニ候、以上

子正月十九日 高田仁右衛門印

御下中三通にて廻ル

此廻状留り之村々可相返候、以上

次手ニ廻状返シ可被申候
一、例年之通、宗門帳随分入念可被差越候、来ル二月十

五日迄ニ無相違差越可被申候、以上

正月廿二日

木村藤介

本堅田初御下中三通ニ而廻ル

次手ニ廻状返シ可被申候
一、例年之通、川除御。請目録随分入念致内見、来正月

二、差越可被申候、已上

正月廿二日

木村藤助

本堅田初衣川・沢村・中村・普門・

大野村へ

一、銀百貳拾三貫六百三匁分也

右之銀子者当亥之御物成ヲ以、仕送方佐

治内蔵助方江、此方々可令返済者也

宝永四丁亥年正月

亀田伝右衛門印

高田仁右衛門印

有坂政右衛門印

大嶋玄蕃 印

滋賀

高嶋 両郡庄屋中

右之御手形書通、子正月廿三日木村藤助様へ御返済仕候、為其印置申候事

口上書ヲ以申上候

一、今度御用舟之儀、遅々仕不調法迷惑ニ奉存候ニ付、

舟道・両獵師年寄立会相談仕候処ニ、向後庄屋方舟道・両獵師年寄方へ御用之時節被仰付次第切手ヲ以申付候様ニ仕候ハ、無相違御用相勤り可申様ニ奉存候間、左様ニ被為仰付被下候様ニ奉願候、伝兵衛并舟頭六兵衛不調法仕候義も御赦免被為仰付被下候者、難有可奉存候、以上

本堅田庄屋

八郎兵衛

喜兵衛

茂兵衛

舟道年寄

忠右衛門

十兵衛

九右衛門

又右衛門

宝永五年子正月廿四日 西ノ切年寄

弥十郎

吉兵衛

釣獵師年寄

太兵衛

三郎右衛門

高田仁右衛門様

田中文内様

一、舟指伝兵衛并舟頭六兵衛儀、正月廿六日夜御赦免被仰付候事

一、朽木主水様、又々江戸へ御通り、堅田表海道筋掃除被仰付にて、八郎兵衛・キ兵衛・徳左衛門・勘兵衛

大海道首尾能御目見へ相済、則文内様へ其段申上、又々伝右衛門様へも申上ニ参候処、御留守故文内様ヲ頼申置皆々帰り申候事

正月廿六日 朝六つ過り出、

昼過迄ニ帰ル

一、御運上付ノ船ノ内本堅田村徳左衛門舟古ク相成、ち

いさく造り直シ申度奉存、御極印差上申候

野々内徳左衛門

子正月廿八日二大津へ上ス□、御極印

持参被申候

一、火之用心之事

附り、番所に蒔なと懸ケ居申間敷事

一、風吹之時分ハ昼夜ニ不限、町々ニ而年寄相廻り可申

覚

一、火之用心之事

附り、番所に蒔なと懸ケ居申間敷事

一、風吹之時分ハ昼夜ニ不限、町々ニ而年寄相廻り可申

覚

事

一、博奕少シ之勝負たりとも、一切仕間敷事
右之通今日被為仰付間、累年之通とハ乍申別而被入御

念候間致承知、風吹之時分ハ昼夜ニ不限借家裏屋迄
相廻り急度相廻可申付候事可申付候事

宝永五年

大道町

子閏正月六日

市郎兵衛印

同組頭

五兵衛印

中村年寄

次郎左衛門印

五郎右衛門印

又十郎印

九右衛門印

同組頭

善兵衛印

東ノ切年寄

与左衛門印

甚右衛門印

次郎左衛門印

宮ノ切町組頭

安兵衛印

宮ノ切年寄

伊兵衛

彦右衛門印

五郎兵衛印

吉右衛門印

野々内町年寄

助右衛門印

清六印

孫左衛門印

宮ノ切組頭

作右衛門印

同町年寄

三郎左衛門印

外輪町組頭

孫左衛門印

外輪町年寄

勘左衛門印

式郎兵衛印

釣獵師年寄

三郎右衛門印

太兵衛印

西ノ切町年寄

弥十郎印

吉郎兵衛印

東獵師年寄

四郎右衛門印

庄屋

年中

一、閏正月六日、藤田安兵衛庄屋役被仰付也

木挽職作事之事覚

一、御所方并御城内御公用之節者、不限昼夜早速罷出相
勤、少も油断仕間敷候、勿論何事ニ而茂御公儀御法

度急度相守可申事

一、職法之儀ニ付申分有之候ハ、坂本年寄申迄相届ケ
可申候、様子聞届ケ、木覚挽職作法之通ニ可申渡候、
其上ニ而品ニより中村虎助殿可被成御料簡■事

一、材木屋或寺方・町方へ細工ニ参、万端我俣成儀仕間
敷候、勿論木挽中間ニ而余人之者共細工仕掛置候を、
聊之儀ニ而茂セリ落不届成我俣之動少茂仕間敷事

一、他之組之木挽当組之在々へ細工ニ参候ハ、其所々
之木挽江相断、十日廿日之儀者相对ニ仕、壹ヶ月或

半年壹年及候ハ、酒代相応ニ相对ケ対可申事

一、他之組之者当組之在々江参、致住居木挽職いたし候
ハ、当組下江入、中ケ間之作法相守候様ニ可仕候

事

一、向後銘々ニ弟子取候ハ、坂本年寄中江相届ケ、中
ケ間之組帳ニ名書付可申候、若不届ニ而外より相聞

候ハ、其師弟共ニ木挽職作法之通覚度可申渡事
一、年頭・八朔之為御祝儀、京都御頭中江ハ坂本より相

勤候間、其処方ハ坂本年寄中江可被相勤事

右之趣大鋸・木挽組中能々相守、向後職法之儀ニ付申
分無之様互ニ相たしなミ可申候、若違背ニ及候者有之

候ハ、中村虎助殿方御作法之通ニ可被仰付候間、何
茂其分可被相心得候、仍而如件

坂本木挽
宝永五戊子閏正月日 年寄中印

堅田組木挽小頭

勘兵衛

同断 平左衛門

木挽中

右本紙藤助殿二進候処、郡方方様へ御見可被成由御答被成候

右書付者、五畿内・江州六ヶ国大鋸・仙・木挽中間之作法、從中井主水正殿被申渡候趣如此二候、滋賀郡中之木挽八坂本木挽年寄相改、御公用相勤可申儀二候間、諸事申合出入無之様、件之趣相守可被申候、以上

子二月日 中村虎助判

江州滋賀郡木挽中間之内

堅田組

木挽中

川御普請目録

- 下浜入 七間
- 下浜入上浜入 百貳拾間
- 上浜入 拾貳間
- 野入 貳拾間
- 川中 貳拾間
- 川中 五拾間
- うして 貳拾貳間
- 北井戸 拾八間
- 蛇籠 百間
- 同所 貳拾間
- 渡り瀬 貳拾間
- 一、しやかこ 六間
- かう水 六間
- 鳥居まへ 四十二間
- 一、しやかこ 但八つ二て
- みと南かわ 三拾間
- 一、しからみ 但五ヶ所二而
- 同所北かわ 八間
- 一、同 但三ヶ所二而
- はかま南かわ 拾六間
- 一、同 但二ヶ所二て
- 同所北かわ 拾六間
- 一、同 但三ヶ所二て

しやかこ 百貳拾間 但拾八二而
しからみ 八拾九間 但し拾四ヶ所二て

筥置 貳百七拾間

右者当子之春川御普請内見仕目録差上申候、猶又御檢分之上被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

本堅田村庄や

八郎兵衛

宝永五年子閏正月

高田仁右衛門様

田中文内様

右之外蛇籠十貳間、ひしはね式間堤普請御断可申事

二月朔日 字川中 西宮孫惣まつぱり閏正月廿六日普請仕候、本田二

罷成候共、三ヶ年ノ内ハ御年貢御赦免被成被下候様

ニ奉頼候由、断ニ參候

同 大道町九右衛門よしノ内・大田ノ内壺反歩程ほり割

普請仕候、御年貢之儀何とそ宜様ニ被成被下候様ニ

と願參候事

一、丁かや 彦惣田最早下作上ケ申候□、と川佐十郎方相断申候

事

一、野々内油や勘兵衛かしや浦部治大夫殿御座候家之儀、

何とそ外へ御やどかへ被下候様ニ御願被成下候ハ、

可忝候由申候事

乍恐口上書ヲ以申上候

一、私所持之内字よしの内壺反五畝余御座候田地之内、

壺反歩程地ひくニ御座候二付、累年水込不作仕候、依之当春之内ニ普請仕度奉存候候、畏御慈悲ニ普請料御除赦被成被下候様ニ御願被仰上被下候ハ、難有可奉存候、以上

大道町

宝永五年子二月

御庄屋中

右奉願上候通相違無御座候、被為仰付被下候ハ、難有奉存候、以上

奉存候、以上

本堅田庄や

子二月

八郎兵衛

高田仁右衛門様

田中文内様

乍恐口上書ヲ以御訴訟申上候

一、私義宮之切町孫左衛門と申者之後家ニ而御座候、十八ヶ年以前私夫孫左衛門存生之内、田地壺所字寺田

と申所、代銀三百廿七匁ニ野之内八軒町助右衛門ニ

売渡し申候、此田地之儀ハ重而元銀相立取戻し申筈

ニ相極メ、代銀纒右之通売渡し、返り手形証文ニ請

入野々内町平左衛門加判致させ請取、尔今所持仕罷

有候、然ハ此度私弟上仰木村ニ罷有候、此度取戻し

くれ可申と申二付、其断申入候へ共、一円同心無之

候故、度々申遣終承引無之、何共迷惑至極奉存候、

乍恐御訴訟申上候、畏御慈悲ヲ以助右衛門被為召出

被下、返り手形証文之通元銀相立、田地取戻し申様

ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

宝永五年子二月 訴訟人宮ノ切町 孫左衛門 後家印

弟上仰木村

五郎左衛門印

御奉行様

本元返手形之事

字寺田^二在之

一、上田^一壺ヶ所

分米壺石三斗六升右之田地銀子三百

式拾七匁二買取申候、何時成共右之三百廿七匁銀子

返進候ハ、貴殿^一被渡売券状共ニ相添、右之田地

返し可申候、為後日返り手形、仍如件

買主

元禄四年

未五月日

証人

宮ノ切

平左衛門印

孫左衛門殿

介右衛門印

右之出入いか、と相談之上、後家^一銀四百匁八軒町清

兵衛へ渡シ、兄助右衛門^一銀式枚清兵衛へ渡スはつ二

て双方共ニ得心被申、無出入相済申候事、寺田ノ田ハ

免割之刻切やり仕候筈ニ相究申候

子二月十一日ニ首尾能相済申候事

济状八郎兵衛方ニて致申候

御詮儀之儀在之候間、大道町肴売伊兵衛并年寄市郎兵衛・勘兵衛・右伊兵衛五人組之者召連、只今御陣屋[■]可被参候、以上

二月十七日

高田仁右衛門

八郎兵衛殿

喜兵衛殿

年番年寄も同道可被申候、以上

右之者共十七日ニ早速召連罷出候所ニ、伊兵衛儀籠者^⑤

ニ被為仰付候事、籠之番ノ義昼壺人・夜壺人宛堅ク相

勤申候様ニと被仰付候事、妻子之義大道町中として不

飢様ニ育可申と被仰付候事、火ノ用心五人組・両隣堅

可申付候由被仰付候事

二月十七日

乍恐口上書ヲ以御願仕候

一、私所持之内字六反田九畝廿四歩之処、地ひくニ御座

候ニ付、累年水込不作仕候故、当春之内ニ普請仕度

奉存候、依之御断申上候、右之通宜様ニ被為仰上可

被下候、以上

小東町

宝永五年子二月十八日 次郎左衛門

御庄屋中

右願書十八日ニ木村藤様へ差上ケ申候

乍恐口上書ヲ以御訴訟申上候

一、私義釣獵師茂左衛門と申者ニ御座候、先以私世倅当

月十四日ニ、同村彦壺と申者之菜種之花ヲ式本折取

申由ニ而、世倅ヲ散々打擲致シ申ニ付、驚人罷出、

子共之事ニ候儘堪忍致給□□侘言仕候へ共、且而聞

入も無之、又私ニ取掛り引たおし、半狂之鉢ニ打擲

仕、然処江町之年寄□出会漸引のけ申候、其節彦市

方^一申越候ハ、折取申菜種之年貢仕候様二人ヲ以申

越候ニ付、私方^一申遣候ハ、村中見分之上、御年貢

ハ成ほと相応ニ可致候、半死之鉢ニ痛申儀ニ候へハ、

其賄被申様ニ達而申渡置申候、依之当分打身之薬用

申候へ共、段々身之痛重ク罷成候故医師玄悦殿并寿

全殿兩人之御療治様々被成下候へ共、少も快氣無御

座、何共迷惑仕候、誠々日過之私義ニ御座候、其上

幼年之世倅共多ク所持候処、既かつゑニ及申儀ニ御

座候故、村之役人衆^一彦市方へ被申渡候ハ、不慮之

儀と乍申、か様ニ打擲致、無風情茂□□ニ医者賄、

其上せかれ共かつゑニ及申儀ニ候俛、少々賄方ヲ茂

致申様ニ被申渡候へ共、□□役人衆迄ニ様々之悪口

不謂我俛斗申何共迷惑至極ニ奉存、乍恐御訴訟申上

候御事

右之趣ニ御座候、幼年之世倅共飢ニ及申ニ御座候故、

畏御慈悲ニ被為聞召分被下、乍恐被為仰付被下候ハ、

難有可奉存候、以上

宝永五年子二月

同弟

茂左衛門印

兄

御奉行様 喜右衛門印

右之訴状既可被仰上処ニ、三郎右衛門・太郎兵衛挨拶

二入被申候、二月廿三日二埒明キ、双方共□入相濟申候事

一、二月廿六日御用金貳拾兩被仰付、則三郎右衛門・六右衛門・勘左衛門・孫左衛門・孫六・八郎兵衛・助右衛門・喜兵衛・安兵衛・清十郎・五郎兵衛・吉郎兵衛・清六・庄兵衛、以上十四人にて差上ケ申候事
右之内喜兵衛儀、此度ハ無是非候、以後ハ中ケ間へも斷可申入候事、二月晦日切御返濟之義ハ来月晦日迄ノ内ニ可被成との御事ニ御座候事
御手形出、八郎兵衛預り被申候、
右十四人ノ内、十三人ハ壹兩貳步ツ、喜兵衛ハ貳步出る也

与二郎・与七 給分ノ留
一、每々ハ京升米壹石五斗 此小升壹石八斗
内七斗五升ハ藏米
七斗五升ハ町々方集ル
一、麦小升壹石五斗、町々方集ル
二口ノ三石三斗ニ成ル
一、米小升貳斗 子二月廿過ニ給ル
一、麦小升壹斗同斷
四口ノ三石六斗ニ成ル
此内
米貳石と
麦壹石六斗也
右小兵衛暇申度由申候ニ付、庄屋・年寄相談之上、○
此麦米ニ而
三斗新季ニ改増ス所如件

子二月廿七日極ル

御用之儀有之候間、明朝日朝五つ前、堅田へ參着致候様ニ村々庄屋壹人ツ、可被參候、尤年番之年寄之印判持參可被申候、年寄同道ニハ及不申候、以上、
二月晦日

高田仁右衛門
田中文内
本堅田初、沢村・中村・谷口・普門村・大野村・衣川・千野・赤塚村庄屋中
二通ニ而出ル

田地質入預り申銀子之事
合銀百六拾壹貫七百八拾六匁七厘
右者面々村々々致困窮、百姓共相統難仕様ニ罷成、及難儀、其方「」銘々村々ニ而田地百五拾町十年限本物返之質物ニ入置之○右之銀高御預被下、髓□証文小百姓ニ至迄致配当、村々致相統過分存候、早損・水損、其外いか様之指支出来候とも当十月切無滯急度可致皆濟候、万一少ニ而も於相滯ハ、質入之田地相渡し可申候、右質入百五拾町ノ田地ハ
一、上田廿五町五反四步 本堅田
此高四百八石六斗四升 壹石六斗代
此通廿九村不殘
合田畑百五拾町
此高貳千貳百五拾貳石九斗八升
右於村々其外御望之田地町高無相違急度相渡可申候、至其町□小百姓共違乱申候とも、村々為相統預り申銀

子之質物ニ入置候田地之儀御座候上ハ、貴殿御望之田地、於村々ニ御撰取可被成候、其時一言之御斷不申面々急度埒明ケ相渡可申候、拾ケ年ノ間其方作可被成候、年季過候ハ、右元銀を以請戻シ可申候、若其節才覺不能成候ハ、本銀返弁申迄、何ケ年茂其方作可被成候、為後日田地質入銀預り証文仍如件
年号 村々庄屋
年寄

佐治内藏介殿
奥書一札
右之通、村々々十年切田地百五拾町質入、村々為相統百姓共へ銀百六拾壹貫七百八拾六匁七厘御預ケ候処、令承知候、百姓共前書之通、当十月急度返弁可申付候、万一少ニ而も相滯ニおいてハ、村々々質入之田地急度為相渡可申候、十ケ年之間其方作被致候、年季過候共、百姓共請戻不申候ハ、何ケ年も作可被致候、其小作被致候内ハ、今年迄前十年分を相平均ニ定免ニ而年貢收納可有之候、仍奥書如件

田中文内
高田仁右衛門
有坂政右衛門
大嶋玄蕃
佐治内藏介殿
田中文内
高田仁右衛門
有坂政右衛門
大嶋玄蕃
此高貳千貳百五拾貳石九斗八升、御下中共廿九村ハ百六拾壹貫七百八十六匁七厘、右之為質物田畑百五拾町、此高貳千貳百五拾貳石九斗八升、本元返シ之証文ニ書

覽

入^御用銀二差上申候、右之内当村へ銀貳拾七貫五百四拾式弍式分一厘相当り、右質物田地上田貳拾五町五反四畝、「^一」百八石六斗四升、佐治内蔵介殿方へ何茂相談之上二而、質物二書入遣し候、然上ハ重而殿様^方御返済相滞候共、当小百姓迄不殘無違背銀取立返進申候歟、又ハ右割符之通、田地場所内蔵介殿好之通、相渡し可申候、為後日組頭・年寄印形如此二御座候、已上、

子三月初日

堅田村中町々組頭年寄不殘印形いたし
申、外二手形御座候事

覚

一、銀百六拾壹貫七百八拾六匁七厘也
右之銀子為御用、村々^方預り候処実正也、当十月中二御物成米代^ヲ以急度可致返済并可申候、万一御所替有之候共、少も無相違可令返済候、仍如件
田中文内印
宝永五年子三月 高田仁右衛門印
有坂政右衛門印

大嶋玄蕃介印

滋賀 兩郡廿九ヶ村
高嶋 庄や中

志賀兩郡廿九ヶ村
高嶋 庄や中
右小川市兵衛へ預ヶ申候

御口上二而御用所二において被仰付候趣

当四月^方十文ノ大錢出候間、常之錢へ相ませ通用可申候、尤金一兩二錢三貫九百文^宛四貫文ニ通用可申候、右之通御公儀被仰付候条、其旨相守可申候事

三月初日

六反田 覚
一、上田壺反壺畝歩

右之田地ひく、御座候ゆへ、例年水込上り申候二付普請仕候、為御断如此御さ候、以上

宝永五年 大中村

子三月四日 三郎右衛門印

御庄や中

廻状二而申遣候、惣而行衛不知者村々へ參候共、宿借シ申間敷候、自然此方御役人、又ハ御家中衆之名ヲ偽徘徊仕候義茂可有之候間、一円取合申間敷候、尤御用有之郷中江人遣候共、此方共兩人之添状印判無之候ハ、承引仕間敷候、末々小百姓迄右之趣可被申間候、以上

三月廿一日 田中文内印

高田仁右衛門印

本堅田^方西へ一通、谷口^方葛川迄、沢^方高嶋迄、三通二而出る

一、御用二有之候間、藁割付之通、来ル八日^方九日迄兩日之内ニ無滞指越可被申候、尤米藁二而も小麦藁二而も不苦候間、左様ニ被相心^得、勝手次第第二指越可被

申「^一」御陣屋へ付可被申候、以上

一、百七拾束 本堅田 一、四拾束 衣川
一、七拾束 千野 一、廿壹束 谷口
一、廿五束 沢 一、五拾束 普門
一、三拾束 大野 一、四拾五束 下在地
一、四拾束 向在地

但五尺^ノ

四月四日 木村藤介殿^方

御廻状式通

御用二有之候間、繩割付之通り出シ可被申候、尤も繩之位ハ例之通之中繩斗差越可被申候、来ル廿五日・六日兩日之内ニ御陣屋へさして差越可被申候、以上

四月六日 木村藤介殿^方

一、御廻状箱入壺通

中繩八拾五束^ノ 本堅田村^一
中繩拾束^ノ 谷口村
同拾三^わ 沢村 同廿五^わ 普門
同拾六^わ 大野 同廿五^わ 下在地
同式拾^わ 向在地
百九拾四^わ

一、谷口村例年之通、御さかき之御廻状壺通

木村藤介殿

方申来ル

四月七日

乍恐奉願口上之覚

一、京都二住仕罷有候松浦太七并母兩人共ニ私親類ニ而

御座候、此者今度京都火事ニ付類火ニ逢申候故、御

当地へ引取、当分貞心方ニ差置申度奉存候、願申上

候通被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

宝永五年子四月七日 茂兵衛判

木村藤介様

一、御制札御掛替被遊候

宝永五年子四月十一日改

但、御用場ニ而茂兵衛ニ御渡被成候、茂兵衛・

安兵衛兩人共罷出、懸候様ニと被仰付候

一、古御制札、御大工吉兵衛殿へ安兵衛・茂兵衛同道ニ

而、古御札四枚相渡シ申候

子四月十一日

去亥之酒運上銀高之内、半分当月十六日ニ持参上納仕

候様ニ、村々酒屋中へ可被申渡候、尤いつも五月初上

納申儀ニ候へ共、御金入用故如此ニ候、以上

四月十二日

田中文内

高田仁右衛門

堅田・沢村・北比良村・浜分村・

北仰村 右村々庄屋中

五月二日

一、御馬屋前掃除之事、彦右衛門・長左衛門常々仕候様

ニ可申渡旨、鎌井弥大夫殿被仰付候付、兩人江其段

具ニ申渡候事

五月三日

一、御用場江安兵衛被召出被仰渡候、此間貞津方ニ不審

立候女、眼病人之由ニ而宿仕候由、其段庄屋へ相断

候哉、庄屋方御郡方へ其届ケ無之由被仰候故、宿元

方も年寄方も届不申候由申上候、以後ハ他所之者ハ、

二宿共仕候ハ、早速相断可申由、町々年寄へ可申渡

由被仰付候、不審成者ハ舟ニ宿り候とも、相断申候

様ニ城屋敷之宿共ニ可申渡由被仰付候事

覚

一、他所方参、当所ニ一宿ニ而も仕候者有之候ハ、僧

俗男女親類又ハ髓成近付之者ニ候とも、以書付庄屋

方へ可申達候由、於御用所ニ亀田伝右衛門様并御郡

方御兩人様被仰付候事

一、近比当所ニ犬大分相見候、他所方参候哉、当所ニ出

生致候哉、若旅人等ニほへ懸り疵付候か、又ハ打こ

ろしなと致し候義も可有之哉、兎角犬多く有之候

ハ、あやまり出来可有義と存候、此段町々年寄中へ

能々申渡し、あやまり無之様ニ了簡可致由、鎌井弥

大夫殿可申渡旨被仰候事

右之通被仰渡、委細承知仕候、外方参候犬之分ハ

随分遂吟味、元々へ返し候様ニ仕、あやまり無之

様ニ相守可申候、以上

子五月三日

弥十郎(印)

吉郎兵衛(印)

市郎兵衛(印)

次郎左衛門(印)

五郎右衛門(印)

又十郎(印)

九右衛門(印)

与左衛門(印)

甚右衛門(印)

二郎左衛門(印)

彦右衛門(印)

五郎兵衛(印)

伊兵衛(印)

吉右衛門(印)

三郎左衛門(印)

助右衛門(印)

清六(印)

徳左衛門(印)

孫左衛門(印)

勘左衛門(印)

二郎兵衛(印)

四郎右衛門(印)

太兵衛(印)

三郎右衛門(印)

御庄屋中

覚

一、板倉修理様御下、江州野須郡江頭村長二郎と申商人、

今日参り申候、以上

子五月六日

大橋

太郎右衛門判

御庄屋中

子五月九日

庄屋

右之文言二而、六町并西切へ書付指遣候者也

町反百六町三反五畝三分
一、高千五百拾壹石壹斗貳升貳合 田方

一、京三条通境町西へ入丁升や九郎右衛門方ニ奉公仕居

一、伊井掃部様御領分、同国坂田郡枚原村大郎兵衛と申

貳反壹分
貳石六斗五合 御陣や敷地

申候勘八と申者、東野之内与兵衛甥二而御座候、此

者、昨日方眼病養生ニ私方参居申候

六町三反五分
五拾六石八斗七升貳合 永荒

度類火ニ逢候二付、当分与兵衛方江参罷有申候付、

一、本田伯耆守様御下、
山城国愛宕郡正代村半右衛門娘こ岩、同国同郡同村

三反四七廿四分
五石壹斗五升貳合 植付なし

御断申上候、以上

仁兵衛娘こりん右両人去ル亥ノ三月ニ参り申、則御

三反四七廿四分
五石壹斗五升貳合 植付なし

子五月六日 東野之内年寄

庄屋市兵衛殿江御書付進申、只今ニおゐて私方ニ居

九拾九丁五反三分
千四百四拾六石四斗九升三合 植付仕候

御庄屋中

申候、以上

東宮市郎右衛門後家

一、京都釜座二条上ル町越後や弥右衛門女房妹^⑧二而御

右之通少も相違無御座候

廿一町四反拾壹分
三百三拾六石一斗貳升五合

座候、此度類火ニ逢、妹・下女兩人昨日罷下り申候

問、御断申上候

水入ニ罷成申候、以上

子五月九日 東野之内丁

子五月十一日

此内
植付仕候処、当月九日方雨ふり続、

清六判

御庄屋中

御庄屋中

一、木村藤助殿へ安兵衛御呼御申被成候「一」、城屋

水入ニ罷成申候、以上

御庄屋中

敷次郎左衛門方ニ此間鏡磨之由ニ而宿仕、浄瑠璃・

子五月十五日 本堅田村庄や

一、本田能登守様御下、江州蒲生郡舟木村二郎兵衛と申

謡なとうたひ、人寄セ仕候様子承届、其上二郎左衛

高田仁右衛門様 年寄

商人、今日参候、以上

門急度しかり候様ニと被仰候故、右之段々申聞、此

田中文内様 二郎左衛門

子五月九日 大はし

方へ相届ケ不申段、不届沙汰のかきりとしかり申付

彦右衛門

大郎右衛門判

候

安兵衛

御庄屋中

則書付取申候写し

右水入之訳

御庄屋中

一、京東六条車屋町二而鏡や新兵衛と申仁、先年方参罷

成者二而御座候、当月朔日方同十一日迄私方ニ宿仕

一、繩貳把 一、俵三 一、なた壹丁

候、為御断如此御座候、以上

式町九反四拾五五分
式町九反四拾五五分

覚

子五月十二日 城屋敷

次郎左衛門判

一、かけや志

御庄屋中

中田水入

右之通兼々用意被致置候而、川水出候節者、早速可有

持参候、以上

上田水入

一、かけや志

御庄屋中

中田水入

一、かけや志

御庄屋中

中田水入

壹七分^{西の、也}
一、壹斗三升 下田水入

六畝廿六分 おいか川 砂わき

ひしり前とも

一、六斗八升七合 下々田水入

分米^ノ三百三拾六石壹斗式升五合

此畝歩廿壹町^(四反)拾壹分也

覚

一、御用所ニ而茂兵衛・安兵衛被仰渡候趣ハ、町々番所
之儀京都騒動ニ付、いまた御赦免不被遊候、併今日
右町々内之番所ハ御赦免被成候

一、大道出口・野々内出口・尻江口三ヶ所ハ其儘相勤可
申事

一、外輪町番所ヲ小幡木橋ノ爪へ遣、小幡木町番所ヲお
いヶ川橋爪江遣し可申候

右五ヶ所ハ毎々之通番相勤可申事

釣獵師へ家数相尋申候御処如此申来候

西ノ切町へ家数尋ニ遣し申候処ニ如此申来候

〔貼紙〕
「宝永五年子五月十七日ニ釣獵師方此書付参申候

家数石軒也」

一、大道出口番所人割五月十七日夜方

五月十七日夜方

一、六夜大道町、六夜西ノ切、一夜東切

一、野々内出口番所割

五月十七日夜方

六夜野々内、五夜中村、一夜東切

一、外川町番所割

五月十七日夜方

六夜外川町、五夜宮ノ切、一夜東切

右之通ニ割合段々書付相渡シ申候也

子五月十七日

五月十七日

一、御小人徳平女房并男子老人召連参候、西町弥兵衛不
通者故暫之内弥兵衛方ニ差置候由弥兵衛方断申、則
口上書公儀へ差上ヶ申候事

一、祥瑞寺堀ニ而猥ニ殺生仕者有之候、急度町々へ可申
付由鎌井弥太夫殿被 仰渡候ニ付、町々年寄へ申渡

し、其上手形証文判形為致、請取置申候事

町々年寄判形手形外ニ有之

一、本田能登守様御下、江州八幡舟木村御座うり五兵衛

一、京都六条ぬしや町ちやわんや市郎兵衛

一、朽木和泉守様御下、八まん三町^(調手)なて鯨問屋藤兵衛

右三人今日参申候、以上

子五月廿日 大はし

太郎右衛門

御庄屋中

一、本堅田村領内往還道北堤方拾四五間南之方道はた柳

之枝に年比廿七八と相見へ候男、さらし嶋古キ帷子

壹つ着首くゝり懸り有之候、守袋首にかけ有之候、

法花宗之守にて候、右之通今朝見付番人附置候、自

然村々ニ覚有之候者も候ハ、早々可申来候、為其

相触候、以上

五月廿三日

田中文内

本堅田村

衣川村

千野村

赤塚村

庄屋中

右之外ニ一通有

真野中村方

真野沢村方

以上三通出申候、早速相廻し申候

乍恐口上書ヲ以御願仕候

一、私弟次兵衛と申者、只今迄京都ニ町奉公仕罷有候処

ニ、奉公之年季あき御当地へ罷帰り、則宮ノ切町七

兵衛屋敷ヲ求メ、小家ヲ建相応之かせき商売仕度奉

存候、御慈悲ニ被為仰付被下候ハ、難有奉存候、

以上

宝永五年子五月 東宮町紺屋兄

又兵衛印

同町年寄

吉右衛門印

本堅田御庄屋中様

右願書指上候処、御番所御替被遊候義難成由、夫故御用所ニ而願書御返し被遊候

一、堅田領内北国大還道北堤方半町程南道は田柳ノ枝二年比廿七八計之男首くゝり懸り有候付、則庄屋・年寄見分ニ參、早速御郡方御役人様方へ相断申候処ニ、大嶋玄蕃様・亀田伝右衛門様・高田仁右衛門様・田

中文内様方御見分ニ御出被成候、則北堤ニおろし置

昼番式人、夜番五人宛附置、三日さらし候様ニ被仰

付候而、右之通ニ仕候得共、尋来者無之候付、堅田

廟所片縁ニ埋置申候、尤御役人様方々京都御郡代様

へも御断ニ亀田伝右衛門様御越被遊候事

一、死人入候箱等も被仰付、其上塩入、人足埋置候事

一、京東寺内新三町すい(水糞先)のうり半兵衛と申商人今日参申候、以上

子五月廿八日 大橋

太郎右衛門

御庄屋中

一、大津いけす町塩屋勘平女房眼病ニ付、□□療治ニ

かゝりニ今日参り申候、私宅ニ暫逗留仕度之旨申候、

左様ニ御心得可被下候、以上

子五月廿七日

御庄屋中

貞津

村々水場植付之場所、頃日之大雨ニて先日書付被差上候外ニ何程込所増候哉、村々吟味書付近日可被差越候、以上

六月三日

田中文内

本堅田村・南小松村・鴨村・下小川村・

大田村・新保村・浜分村・北仰村・

かつら村

右庄屋中

一、大津馬場町并筒屋藤九郎内之女老入眼病ニ付、上下

四人私方ニ暫逗留仕申候、以上

六月三日

東之切

貞津

覚

北井戸

一、蛇籠

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

一、同

町反百六町三反五畝三歩

一、高千五百拾壹石壹斗式升式合

式反壹分

六町三反五分

五拾六石八斗七升式合

三反四畝廿四歩

五石壹斗五升式合

九拾九丁五反三分

千四百四拾六石四斗九升三合

植付仕候

此内

三拾壹丁三反式畝廿八歩

八百式拾壹石四斗九升式合

植付仕候得共、此間之大雨ニ段々水入ニ罷成申候、

以上

子六月四日

本堅田

庄屋印

年寄印

高田仁右衛門様

田中文内様

右四ヶ所、此間之大雨ニ損シ申候、御見

分之上御普請被為仰付被下候ハ、難有

可奉存候、以上

宝永五子六月四日

庄屋

安兵衛

同

同

同

同

同

同

同

同

同

高田仁右衛門様

田中文内様

茂兵衛

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

宝永五年子六月九日 庄屋 安兵衛印

同 茂兵衛印

高田仁右衛門様

田中文内様

一、先月廿八日於江戸勝之助様御逝去被遊候、就夫今日
日(輪田正高子)十六日迄一七日鳴物并普請等御停止二候、此段
村々小百姓迄相慎候様ニ可仕候、以上

六月十日 田中文内

高田仁右衛門

村々庄屋中

一、六月十日朝、大橋南爪小犬首二繩を付死申犬流寄候
を伝右衛門様御覽被遊、とうふ屋久次郎御よひ被成、
御了簡ニテ早速御うづめさせ被成、茂兵衛・彦右衛
門・次郎左衛門同道ニテ参候様ニと被仰越、御用所
へ右三人罷出申候処、右之段々被仰渡、向後犬二不
限流もの共有之候ハ、人寄せいたし不申、ひそか
に其町之者共押なかし、随分下ニテ了簡いたし、沙
汰無之様ニ可仕候由、伝右衛門様・仁右衛門様・文
内様御立会被仰渡候二付、町々年寄釣獵師西之切・
東獵師年寄中へ南会所ニテ申渡候
一、町々二犬之子少々有之躰相見候、随分大切ニいたし
可申候、若子共なと堀へつきはめ、打ちころし候て
脇之町へ遣し置申候共、其犬養育仕置候町吟味いた
し、其町之者共急度曲事可被仰付之由被仰渡候而、
不残町々へ申渡候、以上

子六月十日

子ノ春川御普請之内
字うすた渡り瀬
二はね壱つ 長延二而四間

藤介様方急ニ御尋被成候付、しからみ

山分間と申上候

北井戸
一、しやかこ拾三間但式つ

同断山勺間と申上候

右ハ当春日録差上申候処ニ、右ノ場所不足ニ相見へ申
候二付御断申上、増普請仕如此御座候、以上

宝永五年子六月 本堅田庄屋

八郎兵衛

キ兵衛

年寄勘兵衛

徳左衛門

高田仁右衛門様

田中文内様

六月十六日

一、大坂玉作口御常番渡部備中守様御内野口権大夫・藤
田時右衛門と申仁兩人、安兵衛方へ被参被申候ハ、
先頃御当所二首く、り有之候由、備中守家来岩瀬友
八と申者、当夏懸落仕候者少似寄候儀有之候間、御
無心千万成義ニ御座候得共、御役人中へ被仰達候而
成共様子御見せ被下候様ニと被申候故、其段御手代
衆へ申上、御役人様方御相談之上段々様子兩人へ御
尋被成候処、必定御尋之者ニ無之様ニ被存候得とも、
御覽被成御帰有之度との事ニ御座候ハ、見せ可申
由、御申被成候、兩人之衆申候者、御願申入見届罷
帰候様ニと備中守申付、態と兩人指越候、備中守自

分尋之儀斗二而も無之、公儀へ御手伝候事ニ御座候

間、是非御同意被下候様ニ頼被申候、則木村藤介

殿・鎌井弥大夫殿并庄屋・年寄立合、右兩人へ堀出

させ見申候処、様子入念見被申候得とも相尋候者ニ

ハ無之由、御苦勞成義御無心申入忝奉存候、罷歸委

細者備中守へ可申聞由被申候候事

乍恐口上書を以御断申上候

一、私之儀世悻無御座候二付、兩宮近(正長)江守様御領分滋賀

郡小野村新右衛門世悻藤兵衛と申者、養子ニ仕候段

御断申上候、以上

子六月十七日 西宮町

五兵衛印

御庄屋

茂兵衛殿

同

安兵衛殿

右之通吟味仕候処、相違無御座候、御断申上候通被為
仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

子六月十七日

庄屋 茂兵衛印

同

安兵衛印

一、高田仁右衛門様・田中文内様方茂兵衛御呼被成、御
用所へ被召出被仰渡候趣ハ、西之切与助・伝兵衛儀
不届儀有之候間、御僉議之儀ハ追而被為仰付候間、
其内他出無之様ニ急度申付候様ニと被仰出候、右之

様子西之切年寄弥十郎・吉郎兵衛召寄、右之段々安兵衛・茂兵衛立合右兩人へ申渡申候、以上
子六月十七日

成行候様ニ申談候様ニと、御郡方様被仰渡候事、則
伝兵衛并随休・八郎兵衛右之段申渡候事

拾三町壹セ七廿四分

式百六石三斗五升六合 此分水五六寸五分
壹尺七八寸迄入

六月廿四日

申候

只今御用之儀有之候間、西之切年寄弥十郎・吉郎兵衛
兩人ニ被申付、右同所与^{与伝兵衛}兩人并右兩人之五人組之
者共召連、只今私宅へ参り申候様に可被申付候、

但、廿三日夜迄宮ノ切丁迄勤仕廻
事
但、廿三日夜迄宮ノ切丁迄勤仕廻

町反四拾四町三反四廿廿式分
七百廿七石八斗四升八合

外二 十三分

右伝兵衛・与介・五人組之者共只今宿二居不申候ハ、
其断を相立、宿二居合セ候計ヲ召連、尤何も兩人も可
被参候、以上

但、廿三日夜迄宮ノ切丁迄勤仕廻
事
但、廿三日夜迄宮ノ切丁迄勤仕廻

町反五町七反式廿六分
四反三斗六升五合
五拾五石四斗壹升八合

宝永五年子七月朔日 本堅田庄屋
烟方水入申候

六月十九日 木村藤介
本堅田村 庄屋中

本堅田村 庄屋中

右伝兵衛・与介、兩人五人組・年寄召連安兵衛・茂兵
衛同道ニ而御陣屋南長屋へ被召出候、右之兩人之者共
段々御僉議被為遊、伝右衛門様・仁右衛門様・文内様
御立合之上ニ而与介・伝兵衛兩人ニ手錠被為仰付五人
組・年寄へ急度御預ケ被遊候

殿様御用御着、此以前上ケ申候着代銀被下置候様ニ
願申度由申二付、其段ハ此方共左様申義難成候、其
節之義ハ増田善兵衛存候事ニ候へハ、善兵衛も只今
御当地ニ居不申、其上御役人中も御替り被成候、事
旧り候事ニ候へハ、とかくの義難申上旨申聞返し申
候事

高田仁右衛門様 同
田中文内様 同
安兵衛 同
彦右衛門 同
二郎左衛門 同

六月十九日

子七月朔日

伝兵衛・与介・兩人もの共手錠御赦免

覚

被遊候

町反九拾九町五反三分
千四百四拾六石四斗九升三合

六月廿四日

植付仕候

六月廿四日

此内

一、伝兵衛義、庄屋共同道参候様ニと之仰参候所ニ、馬
場吉右衛門跡之義、御公儀様何之御構も無御座候間、
老母渡世成行候様ニ、伝兵衛并遠類共相談仕、相談

五百式拾壹石四斗九升式合 此分苗水下二成
申候

同二日大風崩家之覚

七月一日
一、田中文内様安兵衛ニ被仰渡候ハ、宮之鳥居沓石ニ仕
度間、大道入口大石被下置候様ニと今堅田村管覚参
り願候事ニ候、則御役人中御相談被遊候得とも、願
之通被下置候義ハ難成候間、此段管覚へ可申聞由被
仰渡、則管覚齊へ其段申渡候事

覚

- 釣旗師
- 一、瓦家根壹軒源三郎 一、同一軒兵右衛門
- 一、同弥兵衛 一、同庄三郎 一、同善三郎
- 一、同藤五郎 一、同太郎右衛門 一、市三郎
- 一、同三四郎 一、甚太郎 一、同善兵衛
- 一、同庄二郎 一、同与兵衛
- 宮切
- 一、壹軒重兵衛 一、二軒随休借屋
- の、内丁
- 一、壹軒作兵衛 一、同庄右衛門
- 一、久郎兵衛壹軒 一、同甚右衛門
- と川丁
- 西ノ切 一、壹軒与八 一、同太郎作
- 一、同作十郎 一、壹軒角兵衛 一、同加左衛門
- 一、治兵衛 一、同伝十郎 一、同清十郎
- 一、同弥兵衛後家 一、同源右衛門
- 一、同安右衛門 一、同仁左衛門 一、同平四郎
- 一、同伝兵衛 一、源作 一、平三郎
- 一、同庄三郎 一、同善兵衛 一、同七重郎
- 一、同与二郎 一、同忠二郎 一、同太兵衛
- 一、壹軒長兵衛小屋 一、同久助 一、同孫作
- 一、壹軒市兵衛借屋 一、硯寿壹軒
- 一、壹軒 与兵衛
- 一、壹軒甚右衛門 一、同九兵衛 一、同九兵衛
- 一、同庄兵衛小屋 一、同五兵衛小屋
- 一、同俊沢 一、八兵衛借屋
- 一、壹間庄左衛門小屋
- 中村
- 一、壹軒与二兵衛 一、壹間二郎兵衛

一、茂右衛門 一、半つふれ四郎左衛門

一、半つふれ善兵衛借屋
一、幽庵借屋式軒 一、妙庵 一、

六兵衛

儀三郎

一、与惣兵衛 一、二郎兵衛 一、角兵衛

一、七兵衛 一、孫兵衛

合七拾軒 此分書付差上申候

子七月三日

本かた、庄屋

高田仁右衛門様

安兵衛 印

田中文内様

藤兵衛 印

七月五日藁御廻状之留

一、藁 式百六拾八束 本堅田

但、五尺繩ニシテ、小麦藁ニテも米

藁ニ而も有合

一、同 六拾式束 衣川村

此内四拾式束米藁ニ而甘束、小麦わら

同断

一、同 九拾七束 千野村

同断

右割符之通、来七日・八日両日之内百々織右衛門方

へ相渡し可被申候、尤少も無相違、今日ニも明日ニ

も少も早キ程御勝手ニ相成り申候間、早々差越相渡

可被申候、以上

七月五日

木村藤介

本堅田村・衣川村・千野村

谷口村 沢村小麦藁世一、米わら式

一、藁式拾八束 一、同三拾四束

一、同七拾三束 一、同五拾六束

大野村小麦藁 向在地小麦わら

一、同五拾九束 一、同五拾六束

下在地小麦わら 一、七拾束

右何茂五尺繩シテ、小麦藁ニ而米わらニ而も有合次第

文言右同断壹通

一、町反 五拾四町九反五畝拾五分 田方

分米 八百五十七石六斗七升式合

右外 除ケ田・年々荒・御陣屋地有之

水見分限り

へいけ 不残 上田入 九右衛門迄

下浜入 不残 うして 不残

寺田 不残 川原田 孫九郎迄

下ずかた 不残 かやた 伝右衛門迄

ふかた 不残 わたむき 同人迄

起返迄

つくだ 八郎兵衛迄 上徳わせ 不残

うきた 南ノ理左衛門・為右衛門迄六反

右之通差出、書出ヌ也、此字ヨリ下

ハ皆水也

子七月七日改

一、七拾七石四斗壹升八合 水入 畑方

右同日改如此 町反ハ除ケ

町反百六町三反五畝三分
一、高千五百拾壹石壹斗貳升貳合 田方

内
式反三分
貳石六斗五合 御陣屋地
六町三反五分
五拾六石八斗七升二合 永荒浜下田

九十九八反四廿七分
千四百五拾壹石六斗四升五合

内

七百石余 水下二成申候
百五十五石余 水〇壹尺二三寸迄

入申候

右之通り二御座候、残り候上台御田地も

大風二而殊之外痛相見申候

一七拾七石四斗一升八合 畑方

右之通畑作も不残水下二成捨り申候

以上

宝永五年七月六日 茂兵衛

安兵衛

高田仁右衛門様 二郎左衛門

田中文内様 彦右衛門

口上之覚

一、去年方諸浦共米之外銀船賃之儀、諸色とも式割七

割迄上り申候、就夫当浦も去秋方諸色船賃上ケ申候、

御用船大津口御上下船賃之義も、御慈悲二相応御増

被遊被下候様、御取成奉願上候、已上

宝永五年子

七月日

堅田船年寄

重兵衛印
同断

又右衛門印

御庄屋中

覚

七月十日夜

三郎右衛門

太兵衛

六右衛門

勘左衛門

孫左衛門

瀬平

平右衛門

孫六

八郎兵衛

安兵衛

茂兵衛

又右衛門

助右衛門

清六

庄兵衛

清兵衛

清十郎

五兵衛

吉郎兵衛

太道
二郎左衛門

一、同三兩 九右衛門

五拾貳兩 六拾七兩也

子七月十二日朝迄

木轡木

一、金貳兩貳分 与右衛門

一、同断 忠兵衛

一、同断 勘兵衛

一、同断 善兵衛

一、同断 治兵衛

一、同断 平三郎

一、拾五兩也

惣合六拾貳兩也

内

五拾六兩 七月十二日夜

六兩 同十三日上

御殿御表二而御目見被仰付候覚

八郎兵衛 喜兵衛 安兵衛 宗悦

菅覚 硯寿 俊沢 重郎右衛門

衣川 釣年寄

徳左衛門 円庵 三郎右衛門 吉郎兵衛

清十郎

右之分御目見被仰付候

庄屋 茂兵衛

指合 太兵衛

右三人御目見指合故御目見無之

宗五 幽庵 宗硯 随休

順庵 玄三 六之進先へ相済し候

右六人ハ先達而御目見相濟

一筆申入候、其浦之当子年船間數御運上銀指出帳、念
之入、例年之通式冊宛相認、来ル八月十五日迄之内二
大津船改御役所江可被指出候

一、其浦之貸船仕候船屋共へも、右日限ニ持参仕候様
ニ可被申渡候、遠方之浦々義有之候故、兼日ニも申
触候条、無遅滞日限之通可被差出候、此状披見之上
印形順々相廻し、留り可被相返候、以上

子七月九日 石原清左衛門代
遠藤弥二兵衛

大津より初り浦々、留り藁園迄之
当所也

覚

一、御足輕 三人 御給金壹ヶ年二三兩

ツ、
外ニ壹人扶持塩噌代被
為下候

一、御小人 拾五人 御給金壹ヶ年二卷兩三

分ツ、外ニ壹人扶持
塩噌代被下候

右之御公奉人当九月方来丑ノ三月迄被仰付候、尤給金
当方より御足輕へハ金式歩之増、小人へハ壹歩ノ増有
之候、其余ハ郷中立会ノ時分相談可有之候、八月中ニ
相極、九月朔日より出シ申様ニと被仰付候間、必御油
断有敷候、以上

奉公人ノ割

一、壹人 御足輕 本堅田

一、壹人 右御同断 南高嶋四ヶ村内ニて

一、御足輕 壹人 北高嶋

〆三人

一、御小人貳人 本堅田 渡ス

一、同 壹人 衣川 渡ス

一、同 壹人 千野 渡ス

一、同 壹人 普門 渡ス

一、同 壹人 下在地 渡ス

一、同 壹人 向在地 渡ス

一、同 壹人 大野 渡ス

一、同 壹人 谷口村 渡ス

一、同 貳人 中村 渡ス

一、同 貳人 浜分 庄やへ渡ス

此内壹人ハ政右衛門殿御自分ニ御抱人也

一、同 壹人 北仰村 伝兵衛渡ス

一、同 壹人 桂村 庄やへ渡ス

一、同 壹人 酒波村 庄やへ渡ス

一、壹人 小人 比良村 仁左衛門渡ス

一、壹人 同 小松村

〆小人拾五人 但十五人之内一人ハ

政右衛門様御自分人也

公儀へ八十四人也

右之通、七月廿二日ニ二通ニ相認、廻状遣し申候事

子十月七日、壹人ニ式貳ニ朱被下候

一、金八兩三步御小人拾四人御給金也、近藤与左衛門殿
方御渡し、安兵衛請取申候、則請取手形遣

一、堅田御扶持米蔵、当二日之風雨ニ及大破候、普請之
義堅田庄屋中迄何茂相談致、急々修復仕候様ニと申
渡候、依之木村藤助方迄何茂願之訊此方へも令承知
候、乍然御扶持米村々ニ残置候而ハ此方不勝手之儀
有之候故、堅田江集置候、夫故御扶持米蔵破損入用
等之分ハ、郷割ニ定り有之候、弥以此度之普請入用
之義郷割ニ罷成候間、其心得尤二候、入用目録之義
ハ重而堅田庄屋中割符可申参候間、左様ニ相心得
可被申候、以上

田中文内

七月廿四日 高田仁右衛門

谷口村・中村・沢村・普門村・大野村

向在地・下在地・坂下村・木戸口・中村・

町居村・貫井村・細川村 庄屋中

右之文言ニ而

衣川村・千野村・赤塚村へ一通ニ懸者也

兩高嶋へハ文内様直々可被遣候御事被仰

候由

乍恐口書ヲ以御願仕候

一、私弟次兵衛と申者、只今迄京都御幸町通丸太町下ル
町致住宅、酒商売仕居申候、今度類火ニ逢難儀仕、
則御当地江罷歸り西宮町五郎兵衛屋敷ニ小家を建、
相応之商売仕度奉存候、御慈悲ニ被為仰付被下候
ハ、難有奉存候、以上

宝永五子年七月廿三日 東宮町紺屋

兄又兵衛印

本堅田 同町年寄

御庄屋中 吉右衛門印

右奉願候通吟味仕候処、相違無御座候、願之通被為仰付可被為下候、以上

子七月廿三日 庄屋 安兵衛印

高田仁右衛門様 同 茂兵衛印

田中文内様

当年宗旨御改之儀、来ル五日之朝五ツ時分ニ出家衆致同道可被申候、尤宗旨帳面ニ印形仕候共、印形共不殘持參可被致候、以上

八月朔日 堅田方

赤塚迄

外ニ

谷口方向在地迄御廻状迄通

葛川六ヶ村へ之御廻状迄通、右遣し申候

一、八月四日たうふや久次郎、御陣屋たかへいこきひわらほし候を、弥太夫様御見付被成、段々御詮儀被成、其上ニ而急度御申付可被成候を、茂兵衛色々御侘言仕申候へハ、今度ハ茂兵衛断ニ而御赦免被成候

子八月四日

一、本堅田之内大中弥左衛門後家妙教、同人姉娘ふし、弟利兵衛、京都御郡代様へ訴訟書差上ケ申候、下書右之者共持參ニ而、御用所へ茂兵衛、組年寄次郎左

衛門同道ニ而御用所へ被召出、右之様子段々弟利兵衛、政右衛門様、伝右衛門様様子御聞被遊候

子八月八日

覚

一、泉州貝塚米屋久兵衛

同所 稲扱大工伝兵衛

同所 同断 弥兵衛

右例年罷越候、当春も御断申上通、慥成仁ニ而御座候故、宿仕候、為御断如斯ニ御座候、以上

子八月六日 大中町

次郎左衛門印

御庄屋中

一、御用所へ茂兵衛・年寄次郎左衛門御呼被成被仰渡候趣ハ、入足之儀今日方御用所方御切手次第ニ無油断出シ申候様ニ、亀田伝右衛門様・築瀬市右衛門殿御立会ニ而被為仰付候、尤御奥口湯わかし郡方様方御申付被成候ハ、出シ可申候、御組衆へ之水夫遣シ可申候、其外何方方申来候共、一切出シ申事無用ニ可仕候由、御申付被遊候、以上

子八月八日

覚

馬のくひ毛ふり候儀、古ハ無之事ニ候、其上火之本悪敷用方ニも不能成事ニ候間、向後一切無用ニ候、以上

子八月

右之通此度從御公儀被仰出候間、村々得其意、小百姓

等迄ニ申渡、急度相守可申候、勿論村々ニ写置可申候、以上

八月廿六日 高田仁右衛門印

田中文内印

從御公儀被 仰出候御書付迄通相廻し候間、村々無滞早々相廻シ、留り之村方此方へ相戻し可申候、以上

八月廿六日

田中文内 高田仁右衛門

本堅田村方

右村々庄屋中不殘

来ル晦日ニ高嶋筋検見ニ罷出申候、例年之通段々北筋仕舞次第ニ其村々へ罷出申候間、左様相心得、其時分迄致内見長面等仕立置可被申候、為其如此ニ候、以上

八月廿八日

木村藤介

本堅田方 村々庄屋中

覚

一、松三本 但、エタ六寸くらい成を

長サ式間方式間半迄

一、松三本 右同断

一、青松葉十五束 但、束之大キサ大てい壳

柴之くらいニ仕

一、青松葉十五束 右同断

右ハ谷口村へ被為仰付候、田中文内様方御状留

九月八日

一、御用所へ八郎兵衛・安兵衛被召出被仰渡候ハ、茂兵衛義斧三郎様へ御奉公人ニ被召出候、庄屋跡役追而可被仰付候得とも、其内非番庄屋中ハ御用無滞様ニ相勤可申旨、被仰付候事

九月十六日

一、三ヶ所御門番人六町年寄中ヲ寄せ相談之上、一日一夜賃銀三匁宛ニ相定申者也

鳥井前 覚
一、蛇かこ 長延九拾六間、籠数拾五ニテ
同しからみ 十二間
一、杭 百
同堤
一、土手切戸 式拾間

此人足
うすた
一、しからみ 拾間

川中
一、堤 切戸 二ヶ所ニテ八間
下浜入
一、堤 切戸 三ヶ所ニテ十二間
北堤三ヶ所ニテ
一、堤 切戸 三ヶ所 十二間

裏崩 三十間

しやかご 九十六間

しからみ 二十三間

堤崩切戸 四十間

八拾間

大川筋 裏崩三千間
〇、十九日
七月廿日、大水ニ付
右ハ〇ニテ御普請

所如此御座候、以上

宝永五年子九月 本堅田庄や 安兵衛

茂兵衛
年寄 善右衛門

二郎左衛門

高田仁右衛門様

田中文内様

九月廿二日

一、権右衛門義、竹内茂兵衛御奉公ニ被召出候故、跡庄屋役御用所へ被召出被仰付候事、右之段八郎兵衛・喜兵衛・安兵衛ニも被仰渡候事、其節被仰付候事ハ、来三月迄跡役喜兵衛相勤可申候と被仰渡候事

十月朔日ニ出ス

一、人足割帳十月廿日迄と村々へ申遣し候事
一、浅井藤兵衛殿義、侍役ニ被仰付候故向後喜兵衛請人ノ義、入不申候と被仰渡申候事

右之義、子十月朔日ニ青山又兵衛様ヲ喜兵衛へ直ニ被仰渡候事

奉願口上之覚

一、京榎木町室町西江入町、高嶋や喜兵衛と申者、夫婦つれニテ外輪町勘左衛門借屋ヲ借り、住宅仕度由申候、尤町請寺請ヲも取置慥成者ニ而御座候間、右奉願候通被仰付被下候ハ、忝可奉存候、以上
宝永五年子十月 外輪町家主

同町年寄 勘左衛門印

御庄屋中

次郎兵衛印

右奉願候通、相違無御座候、被為仰付被下候ハ、難有奉存候、以上

月日

庄や

安兵衛
喜兵衛

覚

一、京小川通今出川上ル町寿賢と申医者親子四人つれニ而、当町吉右衛門家ニ借家仕度由申候ニ付、右寿賢身上致吟味候処ニ慥成仁ニ而、則寺請、町請慥ニ御座候、少ニ而も助成ニ仕度故借シ申度候、右奉願候通被仰付被下候ハ、忝可奉存候、以上
宝永五年子十月十二日

外輪町家主

吉右衛門母印

同町年寄

勘左衛門印

同断

次郎兵衛印

御庄屋中

右奉願候通、相違無御座候、被為仰付被下候ハ、難有奉存候、以上

月日

庄やキ兵衛

安兵衛

高田仁右衛門様
田中文内様

一、其村々当年船御運上銀、来ル十一月十五日〆廿日迄之内ニ大津御役所へ上納可有候、尤口銀・歩銀共二日限ノ通御越可有之候、以上

子十月十三日 石原清左衛門代

遠藤弥次兵衛印

右之廻状即刻勘七ニ為持、舟ノ九右衛門へ遣ス

覚

一、大錢之儀、先達而相触候通相心得、金銀小錢同前二弥無滞可致通用事

一、御料・私領共二年貢収納等ニ茂大錢差交候様、御料者御代官、私領ハ其所之地頭可申渡事

右之通弥可相守者也

子九月

覚

一、当子年寒造酒分量之儀、元禄十丑年酒造米五分一之積可限之事

一、当暮寒造之外、新酒一切可為停止候、年内若新酒商売仕者於有之者、僉儀之上可為曲事

一、来丑之春、右酒造米高之外造掛候儀可為停止事

一、前々方人も存、造酒斗家業ニ仕来候所々者、書付を以御勘定所江相伺候上にて丑年酒造米高三分一之積可造之事

一、新規之造酒屋弥可為停止事

右之通諸国共堅可相守之、所々奉行・御代官、私領者地頭方入念相違無之様ニ幾度も改之、急度可被申付候、為御救被仰出候間、能々可有吟味候、以上

子九月

今度從御公儀様被仰出候、造酒米高御吟味御条目之趣奉畏候、急度相守可申候、以上

滋賀郡北比良村

酒屋市右衛門

宝永五子九月

同所庄や 善兵衛

同郡本堅田村 忠右衛門

同所庄や 甚右衛門

同郡本堅田村 酒や八郎兵衛

同 孫六

同 清十郎

同 五兵衛

同 吉兵衛

同 六右衛門

同所庄屋

喜兵衛

同 安兵衛

同 八郎兵衛

同 權右衛門

同 權右衛門

右当子年寒造酒之儀御条目差遣之候間、村々ニ写置、急度相守可申候、尤例年之通奥書ニ印形仕、留り之村方早々持參可申候、以上

田中文内印

高田仁右衛門印

十月十六日日

本堅田村

沢村

北比良村庄屋中

まいる

乍恐口上書ヲ以奉願候

一、私所持仕候酒株之儀、年寄不如意ニ罷成御断申上、近年相止罷有候処、当村西宮町治兵衛と申者預り申度由申候ニ付、則私名代ニ而酒道具等相借シ、商売仕せ度奉願候、左候へハ私少之助成ニも罷成候間、御慈悲ニ奉願候通被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

宝永五年子十月 願主西宮町 喜兵衛

右奉願候通相違無御座候、被為仰付被下候様ニ奉願候、以上

本堅田庄屋 安兵衛

子十月 同 八郎兵衛

高田仁左衛門様 田中文内様 同 權右衛門

乍恐奉願口上之覚

一、私所持仕候酒株之義、手前不勝手ニ付御断申上、近年相止罷有候、然所私從弟外輪丁次郎兵衛と申者預り度由申候ニ付、則私名代ニ而商売仕せ度奉願候、御慈悲ニ右之通被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

以上

宝永五年子十一月 願主外川丁

御庄屋中 忠兵衛

右奉願候通相違無御座候、被為仰付被下候様ニ奉願候、以上 本堅田庄屋

子十一月 安兵衛

高田仁右衛門殿 八郎兵衛

田中文内殿 権右衛門

覚

一、兼而被仰出候通、生類あわれミ義專一二

心懸ケ、煩候節猶以入念養育可致事

一、乗馬・牽馬余中ニ而煩出、又ハけかなと致シ候時、

無慮慮空所之屋敷江牽入可致養育候、町屋等にて難

牽所ニ而、其所之者ニ申達入念養育可致候事

一、道中ニ而次馬并やとひ候馬煩出、又ハけか致し候

ハ、其宿之者ニ郷付之馬方申合、入念養育仕候様

ニ申渡シ、養育之仕方承届可被通候、宿ニ而無之所

二候ハ、其近辺之者ニ右之通申渡し可被通候、左

様之節ハ其所之者入念養育可仕候事

右之趣御料・私領家来下々迄、兼而急度可被申付

候、已上

子十月

今度生類御あわれミの御書付従公儀被仰出候、村々ニ

写置末々小百姓迄申渡し、急度相守可申候、留之村々

右之御書付返シ可申候、以上

十一月十日 田中文内

高田仁右衛門

本堅田村 衣川村 千野村

赤塚村 右村庄屋中

御廻状写

村々御借用銀之御返済并当御物成銀納直段相極如此申候、村々差引勘定可被申候

一、本石二付銀六拾九匁三分四り五も

小判五拾六匁五分

当五月・六月・七月御借用金之義ハ小判

借り之間、金かへ直段ニ勘定可被致候

一、金四百七拾壹匁分八り六も

但、一匁五分まし

五十八匁かへ

右之通ニ候

右十一月十七日、高田仁右衛門様方村々被仰出候、本

堅田・衣川・千野・赤塚此分右之文言ニ而連紙ニ被仰

遣候

十一月十八日

一、御蔵番所番人吉蔵手あいまち仕候二付、番所早速繕

可申由、高田仁右衛門様被仰付、米備取立申候事勿

論、右之割極り有之由申上候事

覚

一、御納米六百八拾三石三斗三升式合七勺

一、御納米六百八拾三石三斗三升式合七勺

先納元利銀ノ米高也

内

六百三拾五石三斗六升三合壹勺

御下札ノ表

又四石三斗九合七勺 水上舟賃也
引残テ四拾三石八斗五升九合九勺

外

川御扶持米 本堅田庄屋

郷扶持米 安兵衛

子十一月十九日 喜兵衛

高田仁右衛門様

本堅田村

本石

一、米六石五斗壹升八合 亥暮預り米

本石 内

三石九斗壹合八勺 当川除入用渡ス

内

(貼紙①) 式斗九升七合式尺 子十二月廿七日遣ス

(貼紙②) 三斗八升七合式尺 普門村へ可渡

(貼紙③) 喜兵衛方
と川久四郎
渡ス

(貼紙④) 喜兵衛方出

(貼紙⑤) 九斗七升三合一勺一才 大野村へ可相渡

(貼紙⑥) 四升壹合六尺 (貼紙⑦) 沢村へ可相渡ス

此代式匁□分

(貼紙⑧) 喜兵衛方立

此米と川久四郎渡ス

〔貼紙④〕喜兵衛方

〔貼紙⑤〕喜兵衛方遣し、使沢村久三郎遣ス

残而壹石壹斗八升式合三勺九才 本石也

代銀八拾壹匁分

但、式俵半 六拾八匁五分九厘かへ

右之銀子上納可有之候、以上

一、米三石九斗壹合八勺 但本石也

右者当子春川除并六月・七月兩度之洪水ニ而所々繕

御普請御入用被下置、慥請取申候、以上

子十二月三日 庄屋

八郎兵衛印

田中文内様 喜兵衛印

出火人伊兵衛口書

一、私義酒や六右衛門方へ毎日(申日)からうすふミニ参候、昨

日も右之通働罷有、昨晚四つ時分ニ六右衛門方ヲ仕

廻申、宿へふせり二帰り申候而、火打ニ而火ヲ打火

ヲとほし、たはこヲ被下、其ま、臥り申候、毎日か

らうすヲふミニ草臥申候故、となりち市兵衛参おこし

申候故、驚おき申候へハ、(責様)すがきち火もへ立申候、

早速声ヲ立申候ニ付、近所ノ衆懸付ふミニ消申候、

常々食事等六右衛門方ニ而被下候故、宿ニ而朝夕火

もたき不申候、勿論こたつ・火おけノ類も無御座候、

昨晚も灯も能消ふせり申候処ニ、不調法成義出来迷

惑仕候、以上

佐右衛門世倅

子十二月六日夜明ケ 出火人伊兵衛印

伊兵衛合借や市三郎口書

一、今夜八つ時分伊兵衛所出火之義御尋被成候、私老親

市兵衛一所ニ罷有候所ニ、伊兵衛方ニ夜更火之あか

り見へ候由、親市兵衛急ニ私ヲ發シ申候間、早速お

き合、伊兵衛方へ參見申候処ニ、すがきち火もへ立

申候間、伊兵衛ヲ發シ、声ヲ立申候へハ、近所ノ衆

掛付、ふミニ消シ申候、此外何事も存不申候、以上

市三郎印

子十二月六日

子年 覚

一、御門松 三銚 千野村へ申遣

五階長「」式間余り、是より

ちいさきハ成不申候、尤女松・男松

取合而

一、御門松 拾三銚 三 向在地方

四 下在地方

六 谷口村へ

高サ壹丈一二尺迄

一、御門松 五銚 千野村へ

右方少シ小ふり成ヲ

一、三階 小松 八本 衣川村へ

高サ三尺余り

一、根引ノ小松 廿本 衣川村へ

高サ七八寸方一尺迄、是方大キ成ハ

無用

一、杭木 三拾本

高サ壹間余、是方みしかきハ無用

一、葉付竹 六十六本 谷口村へ

但三寸五分方四寸斗

一、葉付竹 八本 谷口村へ

但五六寸廻り

一、裏白 式俵 下在地へ

一、ゆつり葉 式俵 向在地へ

一、藪かうし 式把 向在地へ

右之通極月廿八日迄ニ御越可有候

子極月廿二日

本堅田庄屋中

木村藤介

一、宝永式四年鳥獸運上御免被遊候上ハ、向後殺生堅無

用可仕旨、支配村々へ急度可被申渡旨、加藤

越(昭英)中守殿被仰渡候間、可被得其意候、以上

十一月晦日

平岩若狭守(親庸)

中山出雲守(時春)

荻原近江守(重秀)

御触書之通急度相守可申旨被仰渡、奉得其意候、以上

子十二月十四日 江州滋賀郡仰木村

獵師五之助印

同村庄屋

市兵衛印

同国同郡今堅田村

漁師次郎兵衛印

同村庄屋

善次郎印

同国同郡本堅田

漁師与三兵衛印

同村庄屋

安兵衛印

一、壹貫九百四拾目

市右衛門

一、壹貫五百目

安兵衛

右御手形拾枚、茂右衛門ニ為持遣又

子十二月二十八日

外二

借用申金之事

一、金六拾貳兩也 此御手「」也

右者御用金槌請取申候、返濟之義ハ米丑之御物成米ヲ

以、壹ヶ月ニ壹分之利足、大津相場平均ニ而差引

「」右之金「」急成御用相立候間、重而此分者借

請「」者也

宝永五戊子年十二月 田中文内印

高田仁右衛門印

本堅田村庄屋中

同今堅田村

鳥獵師「」

同村

鳥獵師二郎兵衛

右村々庄屋共

十二月十八日 御手形渡之覚 六右衛門

十二月十八日 御手形渡之覚 六右衛門

一、二貫匁 此手形 八郎兵衛

八郎兵衛へ預 吉郎兵衛

夫茂右衛門 清兵衛

一、四百「」 厘五毛 茂右衛門

一、壹貫「」 同人

一、三百五拾四匁 吉兵衛

一、四百五拾四匁四分 同人

一、貳百六匁四分七釐 八郎兵衛

一、「」 六右衛門

一、五百四拾四匁 市右衛門

金貳百廿九兩代五十六匁八分一厘貳毛かへ

一、銀拾三貫九匁九分四厘八毛 手形一通

金六百兩割 六十目被仰付候

一、銀六貫百貳拾八匁五分八厘六毛 同一通

一、金七拾兩也 五十八匁被仰付候 同一通

右「」四通之御「」 方へ預ケ

子十二月廿九日

使安兵衛直二